

保発 0115 第 10 号  
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

### 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行される。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願ひする。

#### 記

##### 第 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「調交省令」という。）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「事務費省令」という。）並びに国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号。以下「交付金等省令」という。）について、所要の規定の整備等を行うものであること。

##### 第 2 改正の概要

###### （1）国保則の一部改正

ア 改正法による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、市町村は、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用等に充てるための保険料を徴収することとされ、これを受け、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令案（以下「改正政令」という。）

による改正後の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）第 29 条の 7 第 1 項及び第 5 項の規定により、子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されることを踏まえ、当該賦課額の所得割額及び資産割額に係る算定において補正を行う場合の方法について、所要の規定の整備を行うこと。

イ その他所要の規定の整備を行うこと。

## （2）調交省令の一部改正

ア 改正政令による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）第 4 条の規定により、普通調整交付金及び特別調整交付金の交付額の算定において子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額を勘案されることを踏まえ、その算定方法について所要の規定の整備を行うこと。

イ その他所要の規定の整備を行うこと。

## （3）事務費省令の一部改正

ア 改正法による改正後の国保法第 69 条の規定により、国が国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に対して負担する事務費負担金の算定において子ども・子育て支援納付金の執行に要する費用の額を勘案することとされ、それを受け、改正政令による改正後の算定政令第 1 条第 1 項の規定により、当該事務費負担金の対象となる国民健康保険の事務に子ども・子育て支援納付金の納付に関する事務を含めるものとされることを踏まえ、所要の規定の整備を行うこと。

イ 改正政令による改正後の国保令第 29 条の 7 第 5 項及び第 6 項の規定により、新たに創設される十八歳以上被保険者均等割額についても低所得者に対する軽減措置及び出産被保険者に係る減額措置の対象とし、市町村が当該措置について繰り入れる額の算定においても当該十八歳以上被保険者均等割額が追加されることを踏まえ、所要の規定の整備を行うこと。

ウ 改正法による改正後の国保法第 73 条第 1 項の規定により、国による国保組合への補助の対象として子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額が追加され、それを受け、改正政令による改正後の算定政令第 5 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 3 号ニの規定により、被用者保険等保険者である国保組合の組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額については補助の対象から控除し、組合特定被保険者に係る特定割合の算定対象に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額が追加されることを踏まえ、所要の規定の整備を行うこと。

- エ 改正政令による改正後の算定政令第5条第8項の規定により、組合普通調整補助金の算定対象に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額が追加されることを踏まえ、所要の規定の整備を行うこと。
- オ その他所要の規定の整備を行うこと。

#### (4) 交付金等省令の一部改正

- ア 改正法による改正後の国保法第75条の7第1項の規定により、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が追加され、これを受けて、改正政令による改正後の算定政令第8条第4号及び第11条の2の規定により、新たに子ども・子育て支援納付金納付金基礎額が新設されることを踏まえ、その算定方法に係る所要の規定の整備を行うこと。
- イ 改正政令による改正後の国保令第29条の7第1項及び第5項の規定により、子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されることを踏まえ、子ども・子育て支援納付金に係る市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率を新設することとし、それらの算定方法に係る所要の規定の整備を行うこと。
- ウ その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第3 施行期日

改正省令は、令和8年4月1日から施行すること。